

# 東松山齋場施設整備基本構想

平成 26 年 11 月

比企広域市町村圏組合

## 目 次

### 第1章 現状と課題

#### 1-1 経緯

#### 1-2 火葬の現状

#### 1-3 施設整備の必要性

### 第2章 計画地の検討

#### 2-1 現在の施設位置

#### 2-2 計画地の選定

### 第3章 将来需要予測

#### 3-1 予測手順

#### 3-2 将来人口の予測

#### 3-3 将来死亡者数の予測

#### 3-4 火葬取扱件数の推計

### 第4章 必要炉数の算定

### 第5章 施設整備計画

#### 5-1 敷地の構成

#### 5-2 施設の規模

### 第6章 環境への配慮

#### 6-1 環境保全に関する法令

#### 6-2 環境保全に係る基準

#### 6-3 自然環境の活用

### 第7章 施設整備手法

### 第8章 事業計画

## 第1章 現状と課題

### 1-1 経緯

本施設の起源は、大正9年の松山町火葬場に始まります。昭和29年町村合併により東松山市火葬場となり、翌年東松山市外一町一村一部事務組合(東松山市、吉見町、滑川町)の運営になりました。

昭和43年10月には、待合室、管理棟、火葬炉棟(重油式火葬炉2基)の改築が行われました。

昭和56年8月から昭和57年3月にかけて、建設費約11億7千万円を費やして改修工事を行い、葬祭場、待合室、火葬炉4基(灯油式)の建設を行い、併せて昭和57年6月に敷地の拡張が行われました。

昭和58年4月に比企広域市町村圏組合の運営となりました。このときに、当時霊きゅう自動車運行事業のみの川島町を含む1市4町5村(東松山市、滑川村、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山村、東秩父村。ただし、鳩山村は当事業から除く。)による組織となりました。

その後昭和59年4月に継続していました管理棟が竣工いたしました。平成6年には、利用者の増加や通夜斎場の要望を受け、第二式場の増設並びに火葬炉2基の増設を行い、現在に至っています。

なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、管理実態に合わせた管理運営等、施設機能のさらなる向上を目指してきたところです。

#### ◆施設の概要

名 称 比企広域市町村圏組合東松山斎場

所在地 東松山市松山町2丁目8番32号

竣工年 昭和56年8月着工～昭和57年6月竣工

敷地面積 12,305.51 m<sup>2</sup>

延床面積 2,473.87 m<sup>2</sup>

建設費 15億8千万円

#### 主要施設

火葬棟:火葬炉6基、小火葬炉1基、動物炉1基(廃止)・霊安室・収骨室、告別ホール、見送りホール、炉前ホール

管理棟:和室待合室(40人用)2室、洋室待合室(30人席)2室、  
待合ホール、事務室

斎場棟:第一式場(105人席)、僧侶控室、売店、配膳室

新館:2階 和室待合室(40人用)2室

1階 第二式場(50人席)

その他:車庫、駐車場約200台、霊きゅう自動車2台

## 1-2 火葬の現状

火葬炉は、現在6基(うち1基は予備)あり、1日当たりの火葬可能件数は最大15件(年末年始では18件)です。

年間の火葬総件数は、年々増加し、平成24年度には2,623件で、過去最高となりましたが、平成25年度には、2,586件、前年度に比べ37件の減となりました。この結果については、一時的なものと思われます。

また、1日当たりの平均火葬件数についても、平成24年度に、8.8件でしたが、平成25年度には、8.5件となりました。そのうち、圏域内利用者は、平成24年度には、2,200件、平成25年度には2,155件となり、前年度に比べ45件の減となりましたが、圏域外利用者は平成24年度には423件、平成25年度431件と増加しています。圏域内外の利用率は、圏域内利用者が約84%、圏域外利用者が約16%となっています。(表1参照)

最大処理件数の15件以上の受付日数は、平成24年度4日間、平成25年度5日間となりました。(表8参照)

なお、動物炉については、「ダイオキシン類対策特別措置法」の適用除外となっていますが、「埼玉県生活環境保全条例」の廃棄物焼却炉に該当するとの見解があり、平成19年1月より運行を休止し、平成22年度に廃止しています。

表1 利用者別火葬実績表

年度	圏域内人口(人)	火葬件数(件)							年間稼働日数(日)	平均火葬件数(件/日)
		合計	圏域内利用者		圏域外利用者					
					坂戸市		その他			
21	218,282	2,420	2,012	83.1%	281	11.6%	127	5.2%	300	8.1
22	217,012	2,520	2,093	83.1%	294	11.7%	133	5.3%	302	8.4
23	216,265	2,561	2,159	84.3%	285	11.1%	117	4.6%	303	8.5
24	215,400	2,623	2,200	83.9%	241	9.2%	182	6.9%	300	8.8
25	216,641	2,586	2,155	83.3%	267	10.3%	164	6.3%	303	8.5
計	1,083,600	12,710	10,619	83.5%	1,368	10.8%	723	5.7%	1,508	8.4

\* 圏域内人口は各年3月1日の住民基本台帳人口とする。

表2 平成25年度月別火葬件数

月	火葬件数(件)			稼働日数(日)	平均火葬件数(件/日)
	圏域内利用者	圏域外利用者	合計		
4	187	25	212	26	8.2
5	194	29	223	26	8.6
6	144	37	181	24	7.5
7	137	33	170	26	6.5
8	165	25	190	26	7.3
9	170	35	205	24	8.5
10	162	28	190	27	7.0
11	195	40	235	26	9.0
12	210	53	263	25	10.5
1	191	33	224	24	9.3
2	194	47	241	23	10.5
3	206	46	252	26	9.7
合計	2,155	431	2,586	303	8.5

### 1-3 施設整備の必要性

#### (1) 施設の課題

現在の施設は、建設から 32 年が経過し、老朽化が著しい状況にあります。部分的な補修や改修により対応していますが、毎年の修繕費が高めに推移しています。特に火葬炉については、痛みも激しく、毎年多額の修繕費を要することとなり、早期の改修が必要です。(表 3 参照)

また、火葬炉前のスペースが少ないため台車の取り回しが難しいことや会葬者の導線がぶつかるなど構造上の課題や火葬炉についても、現在の火葬炉はロストル式で、かつ小型炉のため、火葬後の遺骨が散々となり、遺体に対する尊厳が薄いとする意見があります。また、日本人の体格向上や外国人の利用により、ご遺体が大きくなっていることへの対応など住民要望に応えることのできない多くの課題があります。

さらに、最近では、ペットの多種化や家族化により、ペットに寄せる思いは家族同様となり、ペットの火葬の問い合わせも多くなっており、今後は動物炉の需要は、さらに高まるものと考えられます。

表 3 修繕費の推移

単位：円

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
火葬炉	5,189,100	12,348,000	12,915,000	13,784,400	12,253,500
施設・設備	11,355,325	18,105,218	26,172,824	7,503,485	14,817,217
計	16,544,425	30,453,218	39,087,824	21,287,885	27,070,717

## 第2章 計画地の検討

### 2-1 現在の施設位置

将来の施設利用や役割を見据え、施設の位置や規模の検討を行います。

## 2-2 計画地の選定

現在の施設の位置は、管内全域の中央より東に位置し、遠隔地は東秩父村となり距離は約 23kmとなっています。

計画地を選定するうえで、3つのケースがあります。

ケース1: 現在地での建替え

ケース2: 現在の用地を拡張しての建替え

ケース3: 新たな用地での建替え

このなかで、ケース3については、新たな用地の選定及び地元の合意に必要な時間、労力に加え、施設の老朽化を考慮すると、早い時期の整備が必要な現状では、現実的でないと考えます。

次に、ケース1及びケース2についても、当然周辺住民の意思が重要な要件となりますが、それ以外に式場の有無が挙げられます。

式場を有する場合には、通夜、火葬、葬儀が同じ場所で行えることや、公営施設としての安心感や割安感が挙げられますが、式場利用時に昼夜を通じて利用者・関係者が出入りするため周辺住民の理解と協力が今まで以上に必要であり、また既に運営している民間斎場への影響や式場の規模・設備の充実が今まで以上に必要となり、管理費用もかかることとなります。そして、なによりも、そのための必要面積を確保するために地元合意を得るための時間と労力及び建設費やその後の運営費及び周辺環境への配慮も検討する必要があること等を考えますと、本計画は、式場施設のない、ケース1で検討を進めるものとしします。

なお、本施設における平成 21 年度から平成 25 年度の利用状況は、次のとおりです。

表 4 施設の利用状況

単位: 件

	待合室	第一式場	第二式場	通夜	霊安室	霊柩車
平成 21 年度	2,253	80	262	286	32	406
平成 22 年度	2,339	47	263	272	53	645
平成 23 年度	2,370	30	266	257	48	688
平成 24 年度	2,420	21	265	261	35	708
平成 25 年度	2,382	13	270	261	39	705

### 第3章 将来需要予測

#### 3-1 予測手順

将来の需要予測は、火葬炉数の算定のために必要です。火葬炉数は、施設の規模設定を大きく左右することから、火葬炉数の算定は、将来を見据えた適正な設定が必要となります。

火葬炉数は、計画目標年次における死亡者数から年間火葬需要量を算定し、年間火葬取扱件数等の条件により算出した理論的必要炉数に、故障・保守点検及び補修のための予備炉を加算して決定するとされています。

#### 3-2 将来人口の予測

将来人口の予測は、「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障、人口問題研究所)の数値を用い、5年ごとの将来人口を設定しました。

#### ◇将来人口の推計条件

項目	前提条件
基準人口	平成22年度国勢調査人口
推計期間	平成22年～平成52年まで5年ごとの30年間
推計方法	コーホート要因法

表5 将来人口

単位:人

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
東松山市	90,099	88,159	85,733	82,633	78,948	74,753	70,258
滑川町	17,323	18,340	18,927	19,366	19,672	19,860	19,943
川島町	22,147	21,257	20,329	19,283	18,105	16,823	15,465
吉見町	21,079	19,887	18,715	17,438	16,110	14,715	13,247
小川町	32,913	30,540	28,361	26,107	23,788	21,390	18,914
嵐山町	18,887	18,209	17,465	16,579	15,554	14,427	13,253
ときがわ町	12,418	11,548	10,729	9,900	9,058	8,207	7,320
東秩父村	3,348	2,998	2,680	2,393	2,128	1,868	1,622
計	218,214	210,938	202,939	193,699	183,363	172,043	160,022



### 3-3 将来死亡者数の予測

死亡者数の予測は、「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」(国立社会保障、人口問題研究所)の数値を用い、5 年ごとの死亡者数を設定しました。

#### ◇死亡者数の推計条件

項目	前提条件
推計期間	平成 22 年から 51 年:5 年ごと
死亡率	「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」(国立社会保障、人口問題研究所)による埼玉県内の男女年齢(5 歳階級)別の管内の仮定値を使用しました。

表 6 将来死亡者数

単位:人

	H22~26 年	H27~31 年	H32~36 年	H37~41 年	H42~46 年	H47~51 年
東松山市	4,039	4,519	5,026	5,452	5,775	5,946
滑川町	762	874	973	1,079	1,179	1,281
川島町	1,227	1,328	1,415	1,509	1,605	1,674
吉見町	1,108	1,231	1,337	1,434	1,531	1,619
小川町	2,022	2,155	2,249	2,329	2,426	2,507
嵐山町	1,004	1,079	1,180	1,512	1,343	1,366
ときがわ町	760	809	825	858	893	942
東秩父村	271	269	252	239	233	227
計	11,193	12,264	13,257	14,413	14,985	15,562

### 3-4 火葬取扱件数の推計

#### (1) 概要

火葬取扱件数の推計は、将来死亡者数に圏域外受入件数を加味して算定しました。

圏域内火葬件数は、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間の合計は 10,619 件、年間平均約 2,124 件であり、5 年間の総火葬件数 12,710 件(年間平均 2,542 件)の約 83.5%を占めています。

圏域外火葬件数は、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間の合

計は、2,091 件となり、年間平均約 418 件であり、総火葬件数の約 16.5% を占めています。圏域外火葬件数のなかに、坂戸市の占める割合は、5 年間で 1,368 件、年間平均約 274 件であり、総火葬件数の 10.8% を占めています。(表 1 参照)

平成 26 年度に坂戸市が広域静苑組合に加入したことから、圏域外火葬件数が平成 31 年度頃より総死亡件数の 5.7% 程度となるものと想定し、火葬件数を推計しています。(表 7 参照)

表 7 火葬件数の推計結果

区 分	将来の圏域内死亡者数		将来の圏域外受入件数		推計総火葬件数	
	期間合計	年平均	期間合計	年平均	期間合計	年平均
平成 22～26 年 (2010～2014)	11,193	2,239	2,200	440	13,393	2,679
平成 27～31 年 (2015～2019)	12,264	2,453	2,099	420	14,363	2,873
平成 32～36 年 (2020～2024)	13,257	2,651	905	181	14,162	2,832
平成 37～41 年 (2025～2029)	14,413	2,883	980	196	15,393	3,079
平成 42～46 年 (2030～2034)	14,985	2,997	1,020	204	16,005	3,201
平成 47～51 年 (2035～2039)	15,562	3,112	1,060	212	16,622	3,324

\* 平成 27～31 年の将来の圏域外受入件数及び推計総火葬件数の数値については、平成 31 年度から坂戸市からの受入れがなくなるものと想定しました。

#### 第 4 章 必要炉数の算定

必要火葬炉数の算定に当たっては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」に記載されている算定式に基づいて算定します。

$$\text{必要炉数} = \frac{\text{年間火葬件数} \div \text{稼動日数} \times \text{火葬集中係数}}{1 \text{ 基 } 1 \text{ 日当たりの平均火葬数}}$$

(1) 稼働日数

年間の稼働日数は、友引及び1月1日から3日までを休場日とし、平成21年度から平成25年度の稼働日数実績を踏まえ、稼働日数を302日と仮定しました。

(2) 火葬集中係数

火葬集中係数は、日平均取扱件数に対する火葬集中日の取扱件数の割合です。火葬場建設マニュアルでは、「火葬集中係数は、過去の火葬実績から件数の多い順に3～5%の稼働日を除外した稼働日の火葬件数を想定日最大件数とし、この想定日最大件数を日平均取扱件数で除して算定します。これは火葬件数が増加した特殊要因を除外して過大設備となることを避けるためと、想定日最大件数を上回る3～5%の稼働日は通常体制で対応可能と考えられるからである。」とされています。

これに基づき平成21年度から25年度の火葬実績をみると次のようになります。

表8 火葬実績

年度	稼働日数	1日当たりの件数の多い順から			
H21	300	15件 2日 (0.7%)	14件 6日 (2%)	13件 8日 (2.7%)	
H22	302	15件 4日 (1%)	14件 4日 (1.3%)	13件 18日 (6.2%)	
H23	303	16件 1日 (0.4%)	15件 1日 (0.4%)	14件 5日 (1.6%)	13件 17日 (4.6%)
H24	300	15件 4日 (1%)	14件 9日 (3%)	13件 9日 (3%)	
H25	303	16件 2日 (1%)	15件 3日 (1%)	14件 7日 (2%)	13件 6日 (2%)

従って、12件を想定日最大件数としました。これを5年間の日平均取扱件数8.46件で除して、火葬集中係数を1.42と仮定しました。

### (3) 1基1日当たりの平均火葬件数

火葬場建設マニュアルによると、1基1日当たりの平均火葬件数を1.0から3.0に設定する火葬場が多いとされています。

現状における当施設の平均火葬件数は、6炉で1日最大15件の火葬を行うので、1基当たり平均火葬件数は、2.5件/日となります。

平均火葬件数の設定は、大きくすると火葬炉数は少なくなる反面、同時運転しなければならない炉数が増え、その結果、炉前ホール等での混雑が発生します。このようなことから1基1日あたりの平均火葬件数を2.5と仮定しました。

### (4) 必要炉数の推計

上記により設定した仮定値により算出した必要炉数は、次の表9のとおりとなります。さらに、機能検査、保守点検及びそれに伴う修理、補修時において、通常業務に支障をきたさないため予備炉を設けるものとします。予備炉数は、中小規模の施設では、1から2基、大規模な施設では、2基以上が一般的です。本計画においては、予備炉数を1基とします。

表9 必要炉数の推移

年度	年間火葬件数(件)		算定結果(件)		必要炉数(炉)	
	圏域内外	圏域内	圏域内外	圏域内	圏域内外	圏域内
H22～26	2,679	2,239	5.0	4.2	5	4
H27～31	2,873	2,453	5.4	4.6	5	5
H32～36	2,832	2,651	5.3	5.0	5	5
H37～41	3,079	2,883	5.8	5.4	6	5
H42～46	3,201	2,997	6.0	5.6	6	6
H47～51	3,324	3,112	6.3	5.9	6	6

\* 炉数は、上記の必要炉数に予備炉1基を加えた数となります。

\* H27～31年度の年間火葬件数2,873件は、平成31年度から坂戸市からの受け入れがなくなるものと想定しました。

このことから、本計画では、計画火葬炉数6基を施設稼働開始当初の火葬炉数とし、予備炉1基を設置することが望ましいと考えます。また、動物炉については、最近のペットの家族化を反映し、また民間の事業を圧迫

することのないよう配慮しつつ、動物炉1基を設置することが望ましいと考えます。

## 第5章 施設整備計画

### 5-1 敷地の構成

斎場施設の敷地は、建物、敷地内通路、緑地、駐車場(車いす使用者駐車場を含む。)及び周囲との緩衝帯などの用途から構成されることとなります。なお、現施設内に斎場建設当時の地元自治会の集会施設や供養施設が存在していること並びに南北の市道20号線を挟んで駐車場(東松山市分・比企広域市町村圏組合分、約40台)に留意する必要があります。

### 5-2 施設の規模

#### (1) 斎場施設

斎場の建設計画に当たっては、施設内での葬送行為が支障なく合理的に行われるよう、会葬者の状況や火葬時間、待合方法(風俗・習慣)等を考慮する必要があります。

一般に斎場の主要施設は次の4つの施設から構成されています。

- ① 火葬施設…告別、火葬、収骨を行う。
- ② 待合施設…火葬が行われている間会葬者が待ち合わせる。
- ③ 式場施設…通夜、葬儀を行う。
- ④ 管理施設…事務、管理を行うもの及び車庫や倉庫等その他施設からなる。

しかし、本計画では、第2章の2で述べたように、式場施設を除いたものとなります。また、斎場施設は、長期の修繕休止が困難であることから、内外装において長寿命化や更新容易性あるいは耐災害性に十分配慮する必要があります。

## (2) 火葬施設

### ア 火葬炉

近年、日本人の体格向上や外国人利用者の増加などにより、棺のサイズを50 mm～100 mm程度大きくする傾向にあり、近年整備された施設の殆どが大型炉を採用しています。また、方式においても、多くの施設で台車式が採用されています。

また動物炉を設置するにあたっては、その取扱いが、人の葬送行為とは違うことから、出入口や駐車場等別に設置する必要があります。

\* ロストル型:ロストル(火格子)の上に棺を載せて火葬を行う方式で、火葬後の遺体がロストル下部に設けてある骨受皿に落下しバラバラな状態になる。火葬時間は45分～60分です。

\* 台車型:耐火材を使用した台車に棺を載せた状態で火葬を行う方式で、火葬後の遺体がそのままの状態在台車上に残る。火葬時間は70分～80分

そこで、本計画においても実情を考慮し、すべての人体炉を大型炉とし、台車式を採用することが望ましいもの考えます。

また、動物炉については、ペットの多種化による炉の大きさや設置場所を考慮する必要があります。

なお、火葬炉の型式は、これまで2炉1排気方式でしたが、1炉1排気方式により、隣接する炉の同時火葬も可能なことから導入について検討することとします。

### イ エントランスホール

故人の遺族や会葬者が、最初に接する場所であることから、導入空間としての雰囲気作りや、火葬が集中した場合の混雑にも対応するため、ゆとりある構成とする必要があります。

### ウ 告別室

告別室は、故人と最後の別れを行う場所で、複数の遺族が炉前で交差しないための空間が必要です。

#### エ 炉前ホール(見送りホール)

炉前ホールは、火葬炉へ棺を納めることを確認すると同時に、最後の見送りを行うためのスペースとして、炉前ホールから待合室への人の流れが円滑に行われるよう計画します。

#### オ 収骨室

収骨室は焼骨を骨壺に収める「骨上げ」を行う場所であり、遺骨との対面の場所となるため、それにふさわしい雰囲気を持った空間として計画します。

収骨室の近くに霊安室を設けることがありますが、ご遺体を見舞われる方と収骨の方の動線が交錯することがあり考慮する必要があります。

#### カ 作業スペース

作業スペースは、作業環境を良好に保つように配慮し、職員の作業動線が必要以上に複雑にならないようにする必要があります。火葬作業は高温と騒音の中で長時間行われる作業であるため、職員の健康管理に留意した施設を計画します。

特に、作業室は高温であるため、空気循環に配慮する必要がありますが、開放部が多いと騒音や屋外からみられることなども考慮し、スペースを確保する必要があります。

また、作業スペースに隣接して休憩室やトイレなどの設備も設けるものとします。

#### キ 監視室

近年の火葬施設は、火葬炉の技術進歩や公害防止設備の併設などより、複雑化しています。そのため計器の確認、安全性の確認、火葬炉の操作を集中制御するシステムを導入しているケースが増えています。

施設の建設にあたっては、効率的な運営管理を行うため、監視室を設けるものとします。

#### ク 台車置き場・倉庫

台車には、エントランスホールで霊きゅう車から移しかえた棺を炉前ホール(見送りホール)まで運ぶ棺台車と、出炉して収骨室まで運ぶ炉内台車の2種類があります。

円滑な火葬作業を行うためにも、炉前ホールと収骨室に近い場所に台車置場を設けるものとします。

倉庫については、骨壺の保管、炉・台車の補修を含む道具や付属品を保管するために作業室側に1室設ける計画とします。

#### ケ 霊安室

火葬件数が集中した場合や身寄りのない遺体等の棺を一時的に安置する場所として、霊安室を設けるものとします。霊安室は、多くは炉前ホールの近くに設置しますが、配置にあたっては火葬炉への移動時に他の会葬者の視覚に触れないように配慮するものとします。

#### コ 残灰処理室

残灰処理室は、残骨灰及び飛灰を吸引装置により収集し、保管する設備を設けるものとし、炉室に隣接し、外部へ直接搬出が可能な場所とします。

これ以外にも、会葬者の利用はありませんが、施設を稼働するために必要な諸室として、火葬炉制御・機械室、業務員室等が必要と考えます。

### (3) 待合施設

#### ア 待合室

会葬者が故人との告別を終え、収骨までの間一時的な休息をとる部屋であり、遺族の悲しみをやわらげる空間と雰囲気とするものとします。また待合の間に「お浄め(食事)」を行うことが多いため、余裕を持った広さとし、会葬者の多寡に対応できるものとします。待合室の数は、1火葬炉1室とし、7室を整備するものとします。また1室



あたりの広さは、40人程度を収容できる洋室とします。

#### イ 待合ロビー

火葬集中時の混雑や1件の会葬者が多い場合を想定し、ロビー風のスペースを設けるものとします。

#### ウ 売店・配膳室

待合室でお浄めを行うことや待合時間が1時間以上となることが想定されるため、飲み物や軽食等を用意した売店、配膳室及び自動販売機コーナーを設けるものとします。

#### エ 給湯室

待合室で「お清め」が行われる場合、準備や片付に葬祭業者や配膳業者に数人の担当者がいることが想定されることや会葬が重なった場合など業者間の混乱も想定されることから広いスペースとすることが望ましいと考えます。

#### オ 和室

聖職者の控室あるいは体調不良の方の休憩等に利用する施設を設けることが望ましいと考えます。

上記以外に管理施設における受付、事務室、職員更衣室、会議室、車庫。また共通施設として便所、倉庫、機械室、電気室、廊下等が必要です。

#### (4) 外構

斎場施設の敷地は、建物、駐車場、構内道路、付帯施設(庭園等)、構内と周辺との調和を保つための緑地等から構成されます。外構の設計については、屋外空間の機能や役割に応じ、ふさわしい空間設計や植栽計画を行うとともに、全体の景観に配慮し、周辺環境との調和に努めるものとします。

なお、少子高齢化と核家族化の進行により、身寄りのない方が増

えることが予想されます。こうした社会状況に対応するため、合同納骨堂を整備することが望ましいと考えます。

#### (5) 動線計画

斎場は、「到着→告別→入炉→待合→出炉→退出」の一連の流れが円滑となるように、棺、会葬者及び職員の動線を計画する必要があります。

ア 会葬者と職員の動線が交差しないように配慮し、特に炉前ホールから収骨室への動線が交差しないようにします。

イ 建物の外部動線についても、敷地入り口から駐車場、エントランスを結ぶ会葬者の動線と管理者の管理動線、葬儀社や燃料搬入の搬送動線を可能な範囲で分離します。

ウ 炉前ホールにおける告別や収骨の作業動線は可能な範囲で直線的で距離を短くします。

#### (6) 住民への説明

斎場の利用は、利用者や関係者の出入りにより、車の渋滞や駐車場の問題等が起こり、周辺住民への影響が懸念されます。こうしたことから斎場の建設、改修にあたっては、地域住民への十分な説明と住民の理解が重要となります。

## 第6章 環境への配慮

### 6-1 環境保全に関する法令

環境保全への配慮は、斎場施設を建設・運営する上で重要な要素であるとともに、地元住民との合意形成を図る上で重要です。

◇環境保全に関する法令

	法 律 名	制 定 年
1	大気汚染防止法	昭和 43 年法律第 97 号
2	騒音規制法	昭和 43 年法律第 98 号
3	振動規制法	昭和 51 年法律第 64 号
4	悪臭防止法	昭和 46 年法律第 91 号
5	水質汚濁防止法	昭和 45 年法律第 138 号
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年法律第 137 号
7	ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年法律第 105 号
8	埼玉県生活環境保全条例	平成 13 年県条例第 57 号

## 6-2 環境保全に係る基準

### (1) ばい煙に係る基準

ばい煙に係る基準値は、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成 12 年厚生省生活衛生局企画課)」及び「火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究(平成 2 年度厚生行政科学研究)」による次の値以下とします。また、埼玉県では、有害大気汚染物質として 17 項目を定めています。斎場は、この規制の対象ではありませんが、極力低減するように努めます。なお、ペット用焼却炉については埼玉県生活環境保全条例に基づく廃棄物焼却炉の規制を受けることになります。

#### ◇ばい煙に係る基準値(1排気筒出口における基準値)

項 目	目 標 値
ばいじん量(g/N m <sup>3</sup> )	0.03 以下
硫黄酸化物(ppm)	30 以下
窒素酸化物(ppm)	100 以下
塩化水素(ppm)	50 以下
ダイオキシン類(ng-TEQ/N m <sup>3</sup> )	1 以下

\* 基準値は酸素濃度 12% 換算値(1工程の平均値)とする。

(2) 悪臭に係る基準値

悪臭防止法では、特定悪臭物質濃度規制と臭気指数規制があります。東松山市は、臭気濃度による規制を行っています。斎場の基準値は、敷地境界線における規制基準における A 区域に該当し、臭気指数は15以下とします。

◇悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

区分区域		基準値(1)
A区域	(B, C区域を除く区域)	臭気指数 15
B区域	(農業振興地域)	臭気指数 18
C区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18

(3) 騒音・振動に係る基準値

埼玉県において、東松山市は騒音・振動規制地域に該当します。次表の騒音の規制基準において、区域区分は2種となり、それぞれ、規制基準以下とします。次に振動については、次表の振動の規制基準において、区域区分は1種となり、それぞれの規制基準以下とします。

◇騒音の規制基準

区域区分		朝 (6時～8時)	昼 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
1種	第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
2種	第1、2住居地域 準住居地域 <u>用途地域の定めのない地域</u>	50dB	55dB	50dB	45dB
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
4種	工業地域 工業専用地域	65dB	70dB	65dB	60dB

◇振動の規制基準

区域区分		昼 (8時～19時)	夜 (19時～8時)
1種	第1種・2種低層住居専用地域 第1種・2種中高層住居専用地域 第1種・2種住居地域 準住居地域 <u>用途地域の指定のない区域</u>	60dB	55dB
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

### 6-3 自然環境の活用

#### (1) デザイン

- ア 周辺環境に溶け込んだ建物の外観であること。
- イ ユニバーサルデザインを取り入れた施設であること。
- ウ 太陽光を自然採光とした落ち着いた雰囲気のある施設であること。

#### (2) エネルギー

- ア 太陽光、あるいは風、雨水、太陽熱、地下熱等自然のエネルギーを利用したシステムを導入すること。
- イ 火葬炉の燃料や空調方式は、施設の特性を考慮し、経済性及び環境に配慮したものを比較し、導入すること。なお、火葬炉の燃料の選択は、維持管理費に反映されるものであることから長期的視点で検討すること。

## 第7章 施設整備手法

斎場施設の整備については、従来型の一般公共事業による整備のほか、民間活力によるサービス水準の向上や財政支出の削減をめざし、PFI

方式(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第117号))による事業化についても検討し、限られた財源で効率的な整備を図ることとします。

なお、建設事業の財源については、斎場建設基金約 5 億円を建設資金の一部として使用するものとします。

## 第8章 事業計画

	H26 年度	H27 年度	H28年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
基本構想	⇒					
基本計画		⇒				
住民説明等		⇒				
基本設計		⇒				
火葬炉選定		⇒				
実施設計				⇒		
建設工事					⇒	

\* 本計画においては、現在の施設を稼働しながらの建替工事を想定し、施設利用者の不便を最小限とするように行うものとします。